

森林組合だより

第27号 令和6年12月発行



MATSURA
FORESTRY ASSOCIATION

まつら森林組合

目次

1. 代表理事組合長あいさつ
2. 通常総代会の開催
3. 職員の体制
4. 組合員の手続きについて
5. 苗木申し込みについて
6. しいたけ種菌の申し込みについて
7. 造林補助事業について
8. 購入品価格(お知らせ)
9. J-クレジット制度について
10. まつら森林組合のSDGs宣言

厳木本所 〒849-3112
唐津市厳木町中島5番地1
TEL 0955-63-2022
FAX 0955-63-2989
七山支所 〒847-1105
唐津市七山仁部105番地
TEL 0955-58-2123
FAX 0955-58-2173

ご挨拶 代表理事組合長 吉村 陽一

組合員の皆様には、常日頃よりまつら森林組合の各種事業運営に格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度は主要事業である森林整備事業部門での収入の減少等、計画に対して厳しい経営状況となり、赤字決算となってしまいました。組合員並びに関係機関の皆様には甚大なるご支援、ご協力を戴いたにもかかわらずこのような結果となってしまったことを深くお詫び申し上げます。

組合は「JForest まつら森林組合ビジョン2030」に基づき、持続可能な林業経営を図る課題のうち、働く人の所得向上・就業環境改善に力を入れ、職員・現業職員の給与見直し等を行い離職者の防止をはかりました。

また、令和6年4月以降に新たな職員2名・現業職員2名を雇用し、体制を強化することができました。このうちの現業職員1名については、開設したホームページの求人情報を閲覧して応募されたこともあり、林業の魅力・組合の現状等を広く情報を発信することができました。

ホームページのトップ画面に標記されます「森林をまもり未来へつなげる」という森林組合の理念と使命達成の為には、森林整備事業における森林資源の適正な管理・利用を通じた、林業・木材産業の持続的な成長発展が不可欠であると考えます。

「伐って(きって)、使って、植える」という森林の循環的利用を促進し、高性能林業機械の適切な現場投入と技術職員の技能向上により、素材生産のさらなる効率化を図ることで組合員へより多くの利益還元を実現してまいります。

なお、手入れの行き届いていない森林(経営管理放棄林)につきましても引き続き唐津市と連携を図りながら、間伐を着実に実施してまいります。

最後に、令和6年度は計画以上の黒字決算ができるよう、役職員一丸となり事業に取り組んで参りますので、組合員の皆様の一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

通常総代会の開催

令和6年8月27日(火)に唐津市相知交流文化センター サライホールにて、「第26回 通常総代会」を、総代（本人出席 80 名、書面による議決権の行使 84 名、委任状 10 名）計 174 名により開催しました。ご出席が叶わぬ総代の皆様からも「書面による議決権の行使」又は「委任状」により、多数のご協力をして頂いたことに対し厚く御礼を申し上げます。

来賓の祝辞後、議長に唐津地区総代の中村 繁則 氏が選出されたのち、議案の審議となりました。第1号議案から第11号議案並びに付帯決議事項まで、すべて原案のとおり可決承認されました。

～ 第26回 通常総代会提出議案 ～

- 第 1 号議案 令和 5 年度 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、損失処理案、注記表及び附属明細書の承認について
- 第 2 号議案 令和 6 年度 事業計画設定について
- 第 3 号議案 令和 6 年度 賦課金決定について
- 第 4 号議案 令和 6 年度 役員報酬決定について
- 第 5 号議案 令和 6 年度 借入金最高限度額決定について
- 第 6 号議案 令和 6 年度 貸付金の最高限度及び利率の最高限度決定について
- 第 7 号議案 令和 6 年度 債務保証の最高限度額及び 1 組合員に対する保証の最高限度額決定について
- 第 8 号議案 令和 6 年度 余裕金預入先決定について
- 第 9 号議案 定款の一部改正について
- 第 10 号議案 附属書役員選挙規程の一部改正について
- 第 11 号議案 附属書総代選挙規程の一部改正について
- 付帯決議事項

組合長あいさつ



議事進行状況



職員の体制

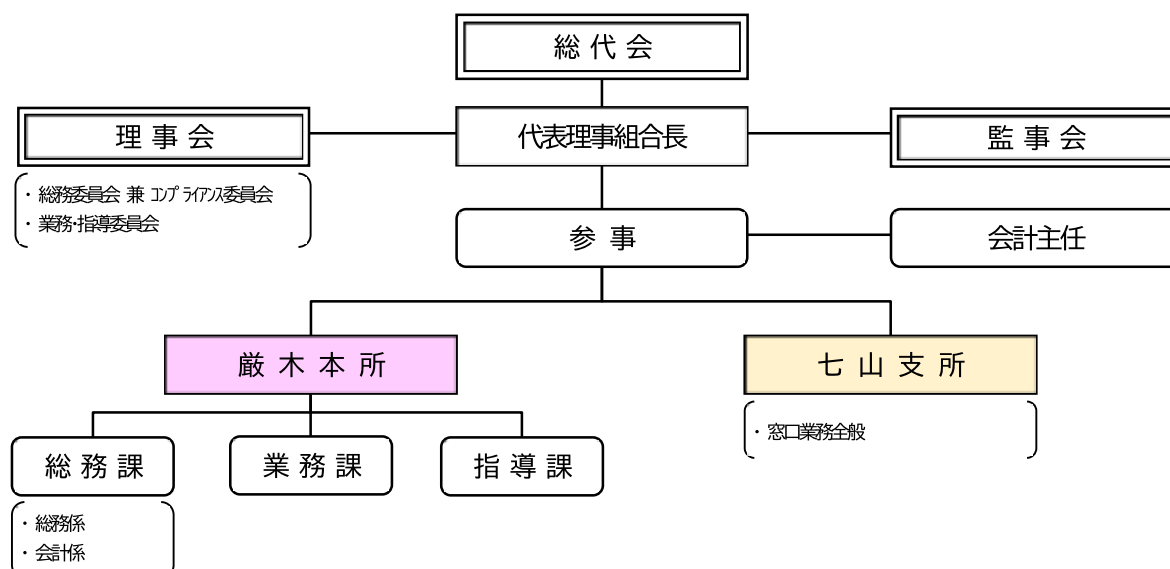
令和6年度は下記の体制により役職員一丸となって組合運営に取り組んでおりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします

★★★★ 職員 ★★★★★

所 属	役 職	氏 名	備 考	
巖木本所	参 事	進 藤 博 貴		
	会計主任	三 好 栄 二		
	総務課	課 長	片 岡 恵 美	
		会計係員	馬 渡 美 紀	
		係 員	平 野 真 矢	令和6年4月1日 採用
	業務課	課 長	金井田 太 樹	
		係 長	江 中 孝	
	指導課	課 長	手 島 裕 介	
		主 任	梅 崎 亮 佑	
		係 員	木 下 真 生子	
支 所	窓口業務全般	山 岸 美 佳	臨時 令和7年3月31日まで	

◇ 以上、職員10名(ほか1名 臨時職員)

組 織 図



★★★ 現業職員 ★★★

所 属	役 職	氏 名	備 考
現 業 職 員 (森林整備・木材生産)	班 長	加 茂 聖 人	
	班 長	石 橋 大 介	
	副 班 長	瀬 戸 和 哉	
	副 班 長	盛 田 秀 一	
		吉 村 里 志	
		山 田 祐 司	
		池 田 俊	
		栗 原 健 治	
		松 尾 峰 修	
		遠 田 善 弘	
		田 島 光 浩	
		山 浦 匡 史 朗	
		美 山 愛	
		小野美 賢 祐	令和6年4月1日 採用
		谷 口 祥 平	令和6年10月1日 採用

◇ 以上、現業職員15名

合計26名の体制によって業務を行っております。よろしく申し上げます。

組合員の手続きについて

森林組合は森林所有者自らの協同組織であり、行政事務とは直接の関わりはありません。

相続登記や転居等の申請を行政庁にされても当組合では承知できませんので、組合員の方が森林組合に各種届出を行う必要があります。

最寄りの組合事務所にて各種手続きを行うことができますが、担当者不在又はその他に添付して頂く必要がある書類等もあり、組合員の皆様にお手数をおかけすることにならないよう、事前にご連絡頂ければ幸いです。

まつら森林組合 定款 第12条

(届出義務)

組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員である法人の定款若しくは役員若しくは組合員である団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。

I. 【 加入申込書 】

「相続承継による加入」

- 相続によりそのまま組合員として引き継ぎを希望する人。相続開始（組合員が死亡した日）から2年以内に届出を行わなければならない。
- ※ 組合員が死亡されて2年以上経過した場合には、脱退手続きを行い、新規で加入しなければ相続承継することができない。その場合、総代会の日の2週間前から総代会終了(8月に通常総代会の開催)までの間は、加入の承諾をしない。
- ※ 新規で加入する場合は、出資金の他に加入金が発生します。

「出資金譲受けによる加入」

- 相続以外で出資金を譲受けることによって、新たに組合員に加入する場合。

II. 【 脱退届 】・【 脱退届取消通知書 】

「脱退」

- 組合員が死亡された場合は、その時点で脱退（法定脱退）となりますので、必ず手続きが必要になります。ただし、相続承継による加入の手続きを行った場合は、【 脱退届 】の提出は必要としない。
- 山林を売買等で手放し、所有の山林がなくなり組合員の資格がない場合。
- 事業年度末（6月末）の60日前までに届け出があった場合。
- ※ 【 脱退届 】は脱退の予告を行うものであり、その事業年度末に脱退となります。
- ※ 出資金の払い戻しは総代会後(8月に通常総代会の開催)となります。
- ※ 賦課金の徴収については脱退年度までいたします。

「脱退届提出後の取消」

- 【 脱退届 】を提出したのち、事業年度末の脱退が決定されるまでに取消を希望される場合については、【 脱退届取消通知書 】を提出することによって、取消することができる。

III. 【 組合員届出事項変更届 】

「組合員名変更」

- 組合員の名前に変更があった場合。

「住所変更」

- ご住所の変更があった場合。

「面積変更」

- 売買又は転用等によって、山林の面積に変更があった場合。なお、変更手続きを行わない限り

加入時の面積で管理しており、その面積にしたがって賦課金を徴収することになります。

「代表者名変更」

- 団体等で代表者変更があった場合。

IV. 【 組合員出資口数変更願届 】・【 出資金譲渡申請書 】

「出資口数の変更」

- 出資口数を増加又は減少する場合は【 組合員出資口数変更願届 】を提出してください。理事会の決議を経て事業年度末に出資口数を変更することができます。なお、出資口数を減少した場合の出資金払戻はその年の総代会終了後に行います。

※ 出資金1口の金額は、金1千円とし、全額一時払込みとする。

「出資金の譲渡」

- 組合員が出資金の一部又は全部を他の人（家族など）に譲渡する場合。

苗木申し込みについて

例年同様に苗木申し込みの受付を始めますので、同封しております申込書を令和7年1月24日(金)までに提出をお願いします。配布は3月上旬ごろを予定しています。

なお、スギ・クヌギにつきましては25本単位でお願いします。

※ 注文については電話や口頭での受付ができませんので、別添の苗木申込書を直接組合に持ってきていただくか、郵便またはファックスをお願いします。

《注意》 山行用苗木を取り扱っている「佐賀県山林種苗緑化協同組合」の苗木が不足しており、注文を受けられない苗木があります。
ご期待に添えず、申し訳ございません。

◇ 配布場所については昨年同様、下記の5箇所を計画いたします。

- 1) まつら森林組合 巖木本所(巖木町中島 5-1)
- 2) 相知市民センター(相知町相知 2055-1)
- 3) 北波多市民センター(北波多徳須恵 1097-4)
- 4) 半田ふれあいセンター(唐津市半田)
- 5) まつら森林組合 七山支所(七山仁部 105)

しいたけ種菌の申し込みについて

しいたけ種菌の申し込みを受付ますので、同封しております申込書を令和7年1月24日（金）までに提出をお願いします。



しいたけ種菌の発生型と形状について

品種は低・中・高温という発生型で区分されます。本カタログでは、発生温度（きのこが発生するために必要な気温刺激）と、成長温度（きのこの成長に好適な温度域）を区別して表記しています。
 品種名はすべて3桁の数字で表されます。一番左の数字が小さいほど気温が低い環境で発生する品種です。
 しいたけの発生と成長は、ほだ木の条件・ほだ場環境・発生操作などと密接に関係します。本カタログでは、足種の特徴がよくあらわれている写真を掲載しています。特に、きのこの形状は成長条件によって大きく変わります。

しいたけ菌の一般的な性質

しいたけ菌は5～32℃の温度範囲で成長します（適温は15～26℃）。5℃以下の低温には強く、32℃以上の高温には弱い性質があります。また、菌糸成長やきのこの発生のためには適度な水分が必要です。

きのこ種菌の拡大培養や登録品種の海外持ち出しは、種苗法により固く禁じられています。

2023 (R5) - 2024 (R6)

菌興115号

低中温（冬春型）



●傘は円形丸山型で大きく、厚肉・美味でブランド化に適した品種。

●露地栽培のほか、ハウス栽培にも適し、形成菌は植菌年の1年ほど木から発生しやすい（植孔発生）。

晩秋、ほだ場の最低気温が8℃以下になると自然発生が始まり、5℃以下になると発生量が増加する。冬から春は、ほだ場の最高気温が10～13℃の日が続くと本格的に発生する。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	8℃以下 8～16℃
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	---------------

登録品種

菌興240号

中低温（春秋型）



●傘は円形丸山型、周縁の巻き込みが強く反転しにくい。柄は短く採取りやすい。

●ほだ化が良く、2年ほだ木の秋の発生比率は、通常年で30%程度。

秋、ほだ場の最低気温が10℃以下に安定すると発生量が増える。冬から春は、ほだ場の最高気温が10～13℃になると発生量が増える。暖冬の年は晩秋から翌年の4月にかけて分散して発生しやすい。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	10℃以下 8～18℃
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----------------

発生時期 カレンダーの見方

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	8℃以下 8～16℃
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	---------------

色が濃い=集中的に発生する 薄い=諸条件により発生する

右端の温度：赤字=発生温度 青字=成長温度

※発生する時期は標準的なもので、気象条件や栽培環境によって変わります。

造林補助事業について

森林の整備の内容によって、造林補助事業による補助金を受けることができます。まずは、作業をする前に必ず森林組合までご連絡ください。

なお、組合では随時、作業の委託もお受けいたしております。森林施業プランナーの資格を持つ職員が、少しでも多くの収益を得られるようなプラン作成と実現を目指します。

また、木材生産のみならず、間伐後の山を活用し、より身近な山づくりができるようご提案をいたします。

森林整備事業(造林)の補助の内容

<p>植付け</p> <p>伐採跡地などに新たに森林を作るために、苗木の植付けの作業。植付けを行う前には、伐採した後の枝葉やササ等の整理が必要。</p> <p>補助の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 植付けの準備のために林地の整理を行う地附え ● 苗木の地付け、根の置き付け ● 苗木代 等 		<p>保育間伐・搬出間伐</p> <p>植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士が生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行う。</p> <p>補助の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不良木の抜き伐り ● 伐採木の搬出(間伐の場合のみ) 等 	
<p>下刈り</p> <p>苗木を植付けた後の数年間、周りの雑草木の成長が盛んで、植栽木への日当たりが悪くなり成長が阻害。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付け。これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行う。</p> <p>補助の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雑草木の除去 等 		<p>森林作業道</p> <p>森林作業道は森林整備の推進のために必要であるため、補助を行う。森林作業道開設等の補助を受けようとする場合は、原則として、人工造林若しくは搬出を伴う間伐等に係るもの。</p> <p>補助の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等と一体として行う森林作業道の開設 等 	

支援内容(森林所有者自ら、あるいは事業体に委託して行う森林整備を対象)

令和5年4月現在

区分	① 一般の森林			② 「森林経営計画」策定森林		
	基本補助率	嵩上補助率	合計	基本補助率	嵩上補助率	合計
植林	36%(国27%、県9%)	54% ※1	90%	68%(国51%、県17%)	22% ※1	90%
下刈	36%(国27%、県9%)	64% ※1	100%	68%(国51%、県17%)	32% ※1	100%
保育間伐	68%(県) ※1		68%	68%(国51%、県17%)		68%
搬出間伐	68%(県) ※1		68%	68%(国51%、県17%)		68%
森林作業道	85%(県) ※1		85%	68%(国51%、県34%)		85%

※1 県森林環境税「次代へつなぐ森林(もり)再生事業」

※2 下刈の補助率は、本事業で植林を実施した場合に適用する。

注意:補助金は、作業にかかる経費を県が標準的に定め、補助率を乗じて補助します。
作業内容や作業場所などの現場条件によっては、負担が伴う場合もあります。

《注意》 整備の種類ごとに要件がありますので、補助金を受けることができない場合があります。

◇ 森林経営計画とは、森林所有者などが立てる間伐等の5年間の計画。伐採計画量等の基準が適合していれば、市町村から認定を受けることができます。現在、まつら森林組合で認定を受けている計画は下記のとおりです。

1) 七山地区(3期目)	447.25 ha	令和10年4月30日まで	
2) 玉島1地区(2期目)	50.68 ha	令和7年3月15日まで	※ 更新を計画します。
3) 相知2地区(2期目)	89.06 ha	令和7年4月29日まで	※ 更新を計画します。
4) 巖木1地区(2期目)	60.20 ha	令和7年6月6日まで	※ 更新を計画します。

購買品価格（お知らせ）

下記の価格表のとおり購買品の販売を行っておりますので、お知らせいたします。

※ 品物によっては在庫がない場合がありますので、事前にご連絡頂ければ幸いです。

■ 購買品価格表（税抜き） ■

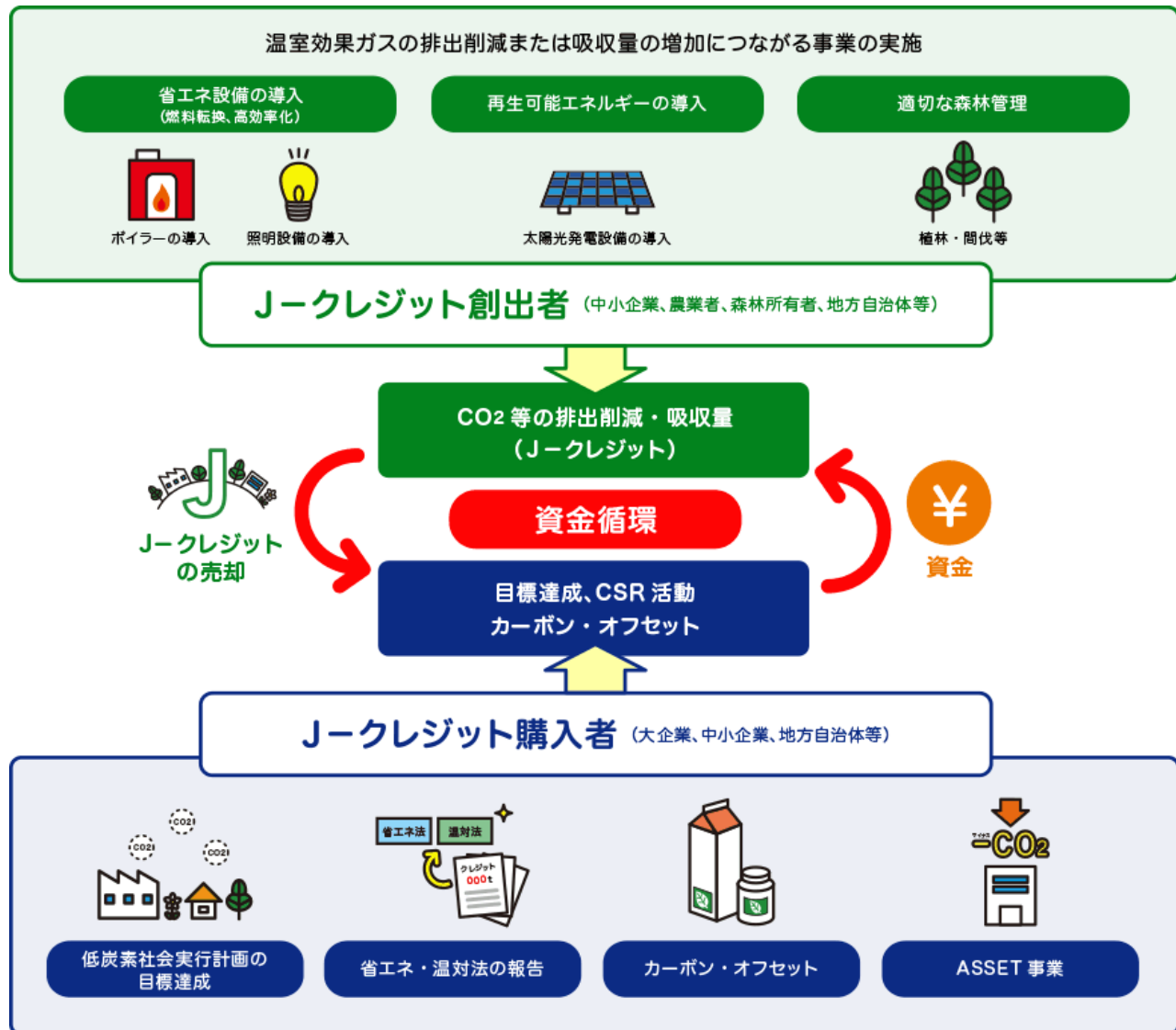
品名	単位	組合員価格	組合員外価格	消費税率
木材チョーク（白）	本	¥147	¥160	10%
選木テープ（白・黄・桃）	個	¥178	¥193	10%
ケイピン	箱	¥897	¥975	10%
フレノック	袋	¥4,140	¥4,500	10%
シルキー鋸	丁	¥2,541	¥2,762	10%
シルキー鋸 替刃	枚	¥1,214	¥1,320	10%
剣龍鋸	丁	¥2,875	¥3,125	10%
剣龍鋸 替刃	枚	¥1,932	¥2,100	10%
安全クサビ（大）	個	¥1,035	¥1,125	10%
安全クサビ（小）	個	¥632	¥687	10%
丸ヤスリ（4.0 mm・4.8 mm）	本	¥287	¥312	10%
森林香	箱	¥1,069	¥1,162	10%
防虫器	個	¥971	¥1,056	10%
ハチミツ 1 kg	個	¥3,407	¥3,703	8%
ハチミツ 2 kg	個	¥5,644	¥6,135	8%

◇ その他、林業用器具等の取扱いも行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげていきます。



◇ 組合も「JForestまつら森林組合ビジョン 2030」を踏まえ、J-クレジットの認証を行うことが必要であると考えており、唐津市と連携を深めながら一緒に制度の活用ができるよう進めております。今後、制度を取り組むことができる状況になった場合については、改めて組合員の皆様に説明を考えておりますので、その際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ まつら森林組合一丸となって、国土と自然環境の根幹である森林の適切な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進し、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するための取組を推進します。

JForest まつら森林組合のSDGs宣言

まつら森林組合は以下のような事業・取組を通じて、SDGsの達成を目指します。

・国土保全、水源涵養機能等の発揮に向け、適正な森林整備を推進します。



・脱炭素社会の実現に向け、木質バイオマス発電所への未利用材の供給を通じて、地球温暖化対策を推進します。



・合法木材証明や森林認証の取得等に取り組み、生産・流通を進めます。



木材市況 《佐賀県森林組合連合会 木材共販所》

佐賀県森林組合連合会は、木材共販所（佐賀市大和町）の運営により、県産のスギ・ヒノキ丸太の委託販売を行っています。

佐賀県森連木材共販所出来値表(第1122回)

		令和6年11月19日(火)				単位:円		
樹種	長径(m)	径級(cm)	高 値	中 値	安 値	小曲材	大曲(CD材)	
スギ	6	16~18						
		20~						
ヒノキ	6	16~18						
		20~						
スギ	4	~7(本)		170			6,300	
		8~9		13,600		12,200	7,200	
		10~11		14,000		12,900	7,200	
		12~13		17,240		17,240	8,000	
		14		14,100		13,600	8,000	
		16~18		13,100	13,000	12,700	9,300	
		20~22		13,900	13,600	12,800	9,300	
	24~28		13,200	13,100	12,300	9,300		
	30上	15,000	12,500			9,300		
	3	~8(本)						
		9~10						
		11~13		10,000		7,600		
		14		12,500		10,300	8,000	
		16~18		12,800		11,600	8,000	
20~22			11,000		9,000	8,000		
2	24~		12,800		11,000	8,000		
	14~22							
ヒノキ	4	~7(本)		170			6,300	
		8~11		12,000		11,200	7,200	
		12~13		17,240		17,240	8,000	
		14		22,500		21,500	11,700	
		16~18		22,800	21,500	21,600	13,700	
		20~22		22,800	21,800	21,800	13,700	
		24~28		22,800	22,200	21,800	13,700	
	30上	22,500	21,500	19,000	18,000	13,700		
	3	~8(本)						
		9~10		8,300			8,000	
		11~13		11,800		11,600	8,000	
		14~16		13,700		12,300	8,000	
		18~22		15,600		14,000	8,000	
	2	24~		14,600		13,000	8,000	
14~22								
取扱材積		1,125.371㎡	* 市況状況		* 今後の見通し			
平均単価		13,421円	今回は記念市を開催したところ、関係機関等より		丸太の入荷状況並びに製品の動きにより、杉・桧とも横ばいから、若干強気の見通し。			
杉 平均		13,219円	ご出荷して頂き誠に有難うございます。		依戻後は、早めの出材をお願いします。			
桧 平均		21,296円	引続き宜しくお願いします。		* 今後も多量の出荷をお願い致します。			
*上記樹種別平均単価はCD材は除く。			今回の記念市の市況については、杉・桧とも		杉桧とも、4m産材で宜しくお願いします。			
			全体的に高値での取引であった。					
出 荷 森 林 組 合 等				問 い 合 せ 先				
共 販 所	① 佐賀東部	② 太良町	③ 武雄杵島	④ まつら	佐賀県森連木材共販所 佐賀市大和町江熊野 TEL 0952-62-4285 FAX 0952-37-7219 (mail) saga-kyohan@star.saganet.ne.jp			
	211.799㎡	210.918㎡	203.608㎡	173.517㎡				
	⑤ 原山林(多良岳)	⑥ 佐賀中部	⑦ 森林整備センター(深瀬)	⑧ 鹿島県有林				
	119.584㎡	89.399㎡	67.343㎡	34.562㎡				
	⑨ その他	⑩	⑪	⑫				
14.661㎡								

* 毎度、ご出荷・お買上げ頂き誠に有難うございます。 次回市は令和6年12月3(火)

* 木材出荷時には別表の区分に応じて提出書類が異なりますので、別表を参考に必要書類を提出して下さい。

また、合法木材証明についても、経営計画の写し又は、伐採届の提出が必要となります。

ただし、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定事業者のみが対象となる。(合法木材証明書も含む)